

統計委員会 国民経済計算部会
第2回勘定体系・新分野専門委員会
議事録

内閣府 大臣官房統計委員会担当室

統計委員会 国民経済計算部会 第2回勘定体系・新分野専門委員会 議事録

1. 日時 平成21年1月29日(木) 14:00~15:47

2. 場所 第4合同庁舎11階 共用第1特別会議室

3. 出席者

(委員)

栗林委員長、出口委員、舟岡委員、門間委員、作間専門委員

(審議協力者)

総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、日本銀行

(内閣府経済社会総合研究所)

中藤次長、井上総括政策研究官、田口総務部長、大脇国民経済計算部長、長谷川企画調査課長、二村国民支出課長、二上国民生産課長、佐々木分配所得課長、百瀬国民資産課長、松谷価格分析課長、三井地域・特定勘定課長

4. 議事

(1) 国民経済計算の作成基準について

(2) その他

5. 配布資料

資料1-1 国民経済計算の作成基準(案:委員意見反映版)

資料1-2 作成基準に関する修正点・主な意見(整理表)

資料1-3 作成基準に基づき公表される参考資料

資料2 諮問第9号の答申 国民経済計算の作成基準について(案)

資料3 今後の検討の体制及び検討スケジュール(案)

資料4 2008SNAに対する検討について

6. 議事録

○栗林委員長 それでは、ただいまから、統計委員会国民経済計算部会の勘定体系・新分野専門委員会を開会したいと思います。

委員の出口委員が少々遅れておりますが、すぐお見えになる予定ですので、時間ですので、始めたいと思います。

今回は、オブザーバーとして、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、日本銀行の御出席をいただいております。

議事に入る前に、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。

まず、議事次第、それから座席表がありまして、資料1から4を配布してございます。御確認いただきまして、もし欠けているところがありましたら、発言していただきたいと思っております。

毎回お願いしていることと同じですが、御発言される前に、机上のネームプレートを立てていただければと思います。こちらからネームプレートの立っている順に御指名させていただきますと思っております。

それでは、審議に入ります。

本日は、お手元の議事次第にありますように、国民経済計算の作成基準について、その他ということでございます。その他としましては、内閣府において国民経済計算の課題について取りまとめました資料3と、08SNAの検討に関する資料4を用意いただいております。

それでは、まず、国民経済計算の作成基準について、事務局から説明をお願いします。

○企画調査課長 それでは、お手元にお配りいたしております資料1-1、1-2、1-3を用いまして、事務局より説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1-2、資料1-3をお開きいただきたいと思いますが、資料2につきましても、作成基準につきましても、統計法の第6条第1項の規定に基づきまして作成基準を定めるということになっております。これを踏まえた形で諮問時の案を御議論いただいたところでございます。

資料1-2の左側が諮問時の案から見え消しということで、右側でございます、これまで、計算部会あるいはこちらの専門委員会におきます委員の方々の御意見を少し整理させていただき、これに対してどのような修正なり対応を行ったかということ整理させていただいております。

こうした見え消しを少しきれいにしたものが資料1-1ということになっておりますので、御了承願いたいと思っております。

まず、冒頭から説明させていただきますと、資料1-2をごらんいただきますと、まず、右側の方でございますが、岩本委員、野村委員の方から、改定頻度については、国連の改正への対応時や基準改定時においても変更すべきではないかというお話があり、それを踏まえた形で、後ほど御説明させていただこうかと思っておりますが、意見を取りまとめておりま

す。

作間委員からは、粗雑な印象を受ける、もう少し具体的な記載をすべきだということですが、ここについてはどこまで書くかというのは御議論がございませう。今回初めて作成するということですので、できますことならば、頻繁に変更される内容については、基準となる内容に入れることをせずに、むしろ別の形で公表するといった対応をとらせていただこうかと思っております。

そして、以下、1 ページ目の左側の訂正のところは、字句を簡潔あるいは適正にしたところで御了解いただけるかと思っております。

2 ページ目をお開きいただきたいと思っております。勘定体系の中の構成ということですが、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)という形で、それぞれの取引に関しませう勘定について整理させていただいております。前回から変わっておりますのが、(4)の「統合経済に関する勘定」という、私どもの方で名称を付けさせていただきましたが、やや日本語としてこなれていない。実を申しますと、ここの部分は、内閣府で公表しております各制度部門を統合したいいわゆる統合勘定という部分を示しており、この部分はより適正な「一国経済全体に関する勘定」といった形で、よりタイトルとしても適正化させていただければということで、これは私ども事務方の方でそういう修正をさせていただければなと思っております。

また、作間委員の方からも、ここについては、「統合経済に関する勘定」のみ一国を対象とするように読める、他の勘定とのバランスが悪いのではないかと御意見をいただきましたので、そういう観点からもこうしたタイトルの方が適切ではないかと考えております。

3 ページ目ですが、3 は分類ということで整理させていただいております。(1) が制度部門別分類、(2) が経済活動別分類ということでございませう。

(1) の制度部門別分類のところを修正させていただいているものは、ちょっと表現としてくどいというもの、具体的過ぎるとか、もっと簡潔にできるものということから、より表現を適正化されております。

(2) の経済活動別分類のところをごらんいただきますと、ここに「日本標準産業分類」も考慮し、経済活動別分類を定めるというような形で、当該分類を公表するといった修正をさせていただいております。

これは、作間委員の方から分類体系について御意見を賜り、今回、私どももそうした御意見を踏まえませう形で、こうした準拠すべき分類について、具体的にここに明記したということでございませう。

恐れ入りますが、資料 1 - 3 のような形で公表をしていく方針ということでございませう。

「我が国 SNA における経済活動別分類」ということで、まずは 1 ページ目がそのような形にさせていただこうかと思っております。

同様な形で、2 ページ目に、財貨・サービス別分類といった形でより詳細なものを整理

していく、公表していくということをさせていただこうかと思っております。

4 ページ目でございますが、記録原則というところでございます。基本は発生主義に基づく記録ということでございますが、御案内のとおり、一般政府、財政等につきましては、このところはなかなか推計困難ということもあり、現状ではいわゆる現金主義という原則をとっているということでございますので、そうした現状を把握した形で、現状を踏まえた形で制度部門間、経済活動間の取引を一般政府に関するものを除き、原則としてという形にさせていただこうかと思っております。

アからオにつきましては、各取引におけます発生主義に基づく記録の少し具体的な表現をここで記載させていただいております。

(2) も同様でございますが、これは、市場価格による評価ということで、5 ページ目のところですが、ここも作間委員の御指摘を踏まえた形で、税の扱いについて盛り込む必要があるという御意見を賜りましたので、この価格について、税に関する関係を明示化、明確化したということでございます。

以下、ほかのところは、意見として委員の方々からございませんが、私どもの方で少し表現の適正化ということで、改めて修正されたところが続いております。

9 ページ目のところでございますが、(2) の資産や負債の蓄積に関する勘定のところでございます。ここは、中村委員の方から御意見賜ったところでございますが、アのところでございますが、従来の資産変動側と負債及び正味資産の変動側の差額といった表現については、差額がバランス項目ということで、常にゼロという原則がございますので、そうした表現を踏まえた形で、第2パラのところを直させていただいております。

10 ページ目の修正のところは、(3) の貸借対照表に関する勘定につきましては、93 SNA の概観の該当部分についてあわせた形で表現を適正化させていただいております。

(4) の先ほど申し上げた形のタイトルの修正でございますが、「一国経済全体に関する勘定」という形で、内容といたしましては、それぞれの勘定について、各制度部門を統合する勘定ということで、一国経済全体の統合表示を記録する。併せて海外との取引を記録する部門を包含した勘定を作成するというところでございますので、タイトルとしては「一国経済全体に関する勘定」ということで、SNAで言うところの統合経済勘定、厳密には私どもの採用しているものと違いますが、それに類する勘定をここであらわしたということでございます。

11 ページ目をお開きいただきたいと思いますと思いますが、こちらも今回新しく修正を付け加えさせていただいたというところがございます。実を申しますと、作成方法の原則ということについては、案では記載されておりました。竹内委員長の方から、体系基準という準拠すべき枠組みのみならず、詳細の分は必要ではないにしろ、基本原則について、作成方法について、やはり記載すべきではないかという御意見を賜りましたので、その方法について大枠をここで記載させていただきました。

(1)についてはフローについて。(2)についてはストック。そして(3)についてはそのほかについて、具体的な作成方法について総務大臣に通知した後、公表するという法律上の規定を書かせていただいているところでございます。

(1)のフローについては、いわゆるこの具体的な形としてはコモ法というのが前提ということになると思います。産出構造及び産業別投入構造から国内総生産を推計することで生産勘定を作り、さらに所得の発生・分配、資本の蓄積(負債)等を推計することで作成するという形で、フローについての作成方法の原則を書かせていただきました。

また、ストックにつきましては、有形固定資産は、資本取引、資本形成及び固定資本減耗等、フローの結果を利用して推計し、さらに、無形固定資産、在庫、非生産資産及びその金融資産等を推計することで作成するというので、現在、検討中のPIM、現行の推計方法もほぼこれに該当する基本ロジックとしては、こういうような推計方法でございますので、このような表現にさせていただきました。

12ページの基準の今回の変更のタイミングについて、私どもも一応いろいろと御意見を賜りましたので、やはり68SNAとか、93SNAとか、今回の2008SNAとか、10年を超えるインターバルを置いて、この基準を見直すというのではなく、より頻度を上げた形で見直すといった方向で検討するという方向を見出したいと思っております。

現在、御意見を賜ったところで私ども修正させていただいたところは以下のとおりでございます。具体的な表については、先ほどの経済活動別分類、それから財貨・サービス別分類にプラスした形でSNAとして補足的な勘定ということで、フロー係数とかストック係数に関する勘定を整理させていただいております。

また、93SNA等の勧告との対応関係についても、前回お示ししました形で、○、△、×といった対応の状況と、それから、採用した理由について整理したものを付けさせていただきます。

以上、意見賜ったところを御説明いたしました。きれいにしたものが資料1-1ということで、そちらの方が見やすいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

私の方からは以上で説明は終わります。

○栗林委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、この答申案の位置付けと内容の説明を事務局からお願いします。

○企画調査課長 それでは、資料2というものがございまして、それをごらんいただきたいと思ひます。

今回、答申に対する諮問という形でお答えいただくということですが、作成基準につきましては、昨年の9月に統計委員会の諮問を受けて、SNA部会、それから本専門委員会において審議されているものでございます。

諮問の内容につきましては、参考という形で付けさせていただきます。

そして、統計委員会におきましては、諮問を受けた答申案を作成する必要がある。来年度の統計法の全面施行によりまして、基幹統計としての国民経済計算が運用されるということになっておりますので、年度内に作成基準についての統計委員会での答申を得る必要がありますと思います。ですので、今回、答申案につきまして、資料2に後ほど説明いたしますが、是非御協議いただければと思います。

今回、専門委員会で御議論いただいた後、次に部会で決定していただき、そして3月9日の統計委員会で承認を運ぶスケジュールで事務方としては調整させていただければと思います。

資料2をごらんいただきたいと思いますと思いますが、私どもの案に対しまして、各委員の先生方から御意見をいただき、御審議いただいたということをごさしまして、私どもの方から答申案という形で案文を準備させていただきました。

まず、2つのパーツに分かれておりまして、1の意見及びその理由ということで、御意見を賜ったものを整理したものです。それから、2ということで、次のページになりますが、今後の課題ということで、これも御指摘いただいたところを整理させていただいたものがございます。

意見といたしましては、今回、内閣府が諮問した国民経済計算の作成基準（案）（以下「諮問案」という。）については、おおむね妥当と考えられるが、以下の理由等を踏まえ、その一部を修正し、別紙修正案のとおりとすることが適当である。

理由といたしましては、（2）にございますが、アの背景及び考え方ということでつらつら書いておりますが、今回の統計法におけます国民経済計算の位置付け、あるいは作成基準の規定の柱を書かせていただき、真ん中あたりの諮問案につきましては、内閣府が諮問いたしました作成基準案に対する認識、概観について整理させていただいております。

その内容等といたしましては、①といたしまして、国際連合による基準に準拠した国民経済計算を作成する上で、根幹となるガイドラインを定めるものとして位置付け、「概観」、「勘定体系」、「分類」、「記録原則」、「記録内容」、「雑則」の6項目に整理し、作成している。

②我が国の国民経済計算の作成方法・内容等の細部については、推計手法解説書、各年次の刊行物における用語解説等により公開することを想定し、作成基準には記載しない。

③といたしまして、国際連合の定める基準については、各国が実情を踏まえて準拠する性格のものであり、すべての勧告項目を我が国の国民経済計算体系に導入しているわけではないことから、その対応状況については本基準とは別に広く公表することとし、我が国国民経済計算の細部の変更の都度更新するものと位置付けている、というような御認識で整理させていただきました。

こうした認識のもと、修正意見といたしまして、イの修正理由というところがございますが、ここは竹内委員長の指摘の項目についてまず書かせていただきましたが、案についてはおおむね妥当ということがございますが、国民経済計算の全体系の計数に影響を及ぼ

すような、推計に係る根本的な考え方が必ずしも明らかとなっていないということで、作成方法の原則等を明示する必要がある。また、利用者の利便性を図るため、分類や補足的な勘定の一覧などについて公表する旨を記述するとともに、一部のわかりにくい表現や誤解を生みやすい表現などについて、より正確で、平易かつ明快なものに改める必要があるということで、記述させていただいております。

2といたしまして、今後の課題ということでございます。こちらの方で取りまとめさせていただいたのは、まず、改正時期のところでございます。ここにつきましては、作成基準の改正については、これまで国際連合の基準は10年以上の期間を経て改定すること等を踏まえ、的確に状況に即した国民経済計算を作成するため、国際連合の基準の改定の際の改正に加え、5年ごとの基準改定の際の概念変更などを行った場合においても改正の要否を検討すべきである。

また、(2)といたしまして、諸課題への対応ということでございますが、昨年の御議論で御指摘いただいたところでございますが、平成21年度、来年度以降、以下の課題への対応ということで、必要に応じ、作成基準や作成方法の見直しを行う必要がある。

まず、国際連合への基準の改定。93SNA、2008SNAに今度なるわけですが、そうした国際動向への対応。

今回、御答申いただきました基本計画に盛り込まれる各種課題への対応。

再来年度、平成22年秋以降に公表されます予定でございます平成17年基準改定への対応。

今回の御審議の中で作成基準に関して明らかになりました基礎統計の利用や国民経済計算と基礎統計の連携といった課題についての検討ということで取りまとめさせていただきました。

以上のような形で答申案を作成させていただきましたので、御審議いただければと思っています。

○栗林委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対し、出席者の方から何か質問、意見があれば、お願いいたします。それでは、作間委員お願いします。

○作間委員 いろいろな会合で作成基準についてはいろいろと意見を申し上げておりますので、今回もいろいろと確認のためもあり、意見を申し上げたいと思います。

まず、「勘定体系」という言葉が使われておりますが、「勘定体系」と言ったら、SNA全体のことをイメージしますから、このように勘定を並べてあるものはSNAの用語では「勘定系列」と言っております。勘定体系というのは、そういう勘定系列があって、どの部門に、あるいはどの制度部門にどのような勘定を作成するかということというのは勘定体系の大きな特徴付けになるわけですがけれども、もう一つ重要な点があると思うんです。それは概念の問題です。実はこの作成基準、概念についてはほとんど何も書いていない基準になっている。現行の93SNAとの移動関係を記述する表において概念の問題が当然

出てきています。閣議で決定するという意味合いを持った作成基準だということもあるんでしょうけれども、ユーザーが見ただけで我が国の勘定体系がどうだということがわかるものを作るという意図があるならば、概念の問題を触れないわけにはいかないと思うんですよね。

前々から申し上げておりますように、93 S N Aと移動表を表の形でなく文章にまとめようとするれば、どの程度の記述が概念についても必要なかが出てくるかと思っております。実際は、先ほど課長が言われましたけれども、基準改定の際に、概念上の変更が行われることもあるので、概念が全然出ていないというのは非常に変だと前から感じております。

分類体系について次に申し上げます。

分類体系は別表として作成基準の中に入ったということになるかと思っておりますけれども、例えば産業分類といったときに、一方で国際的な産業分類があって、一方で国内的な日本の標準産業分類があるわけですよ。それとの移動がこの内容の記述ではわからないんですね。そこがわかるように記述するということになると、もうちょっと詳しいものが要求されるのではないかと思っております。

それから、実質値やデフレーターについては、作成方法でいこうという御提案のようですけれども、それはそれでよろしいかと思っております。デフレーションの方法に関してはそれでよろしいかと思っておりますけれども、先ほどちょっと申し上げましたように、どの勘定をどの部分について作成するかという情報も欲しいんですが、それと同時に、実質値が作られる範囲というのは、勘定体系にとって重要なことだと思うんですね。そこまでは作成基準の方で考えた方がよいのではないかと。

例えば、68 S N Aにおいては、所得の実質化は行わないという重要な原則があったわけですけれども、93 S N Aでは、所得の実質化を行うというふうに国際基準そのものが改められたわけですね。そのようなものを受けて、実質化の範囲について述べておく必要があるのではないかと思っております。

先ほどの勘定系列の話に戻りますけれども、前から申し上げておりますように、一国経済全体とか、統合経済に関する勘定というのを勘定系列の問題として列挙するのは少しおかしいんですね。この勘定はこの部門に作る。一国経済についても作るというような、見やすい一覧表みたいなものを作られたらいかがでしょうか。

それから、補足的な勘定というのは、勘定系列の問題とはちょっと別なので、それは別項目に立てた方がよろしいかもしれません。

移動表については、文章にしてほしいんですけれども、△印というのは、ユーザーにとって情報量がないのでやめてほしい。93 S N Aとの移動がわかるような文章スタイルの作成基準、せめてボリュームとしては 53 S N A ぐらいのボリュームのものにならなかったかという印象を持っております。

以上です。

○企画調査課長 幾つか御意見賜りまして、勘定体系のところは、私のところ、まだ頭が

整理できないもので、アカンツのシステムというようなイメージではなく。

○作間委員 それだとSNA全体になっちゃいます。

○企画調査課長 それは全体像を把握するための勘定の構成の、例えばフローなりストック、あるいは諮問、調達勘定とかそういうものの、我々としては一式みたいな認識で勘定体系とかそういうものを整理させていただいています。93SNAとか、2008SNAの一つの体系ということだと思んですが、そういう複数の勘定のさまざまなファクト、事実をあらわすものについて組み合わせる、それなりの整合性を持ったもので組み合わせるもので勘定の体系というようなものは、おかしくないような感じもします。系列という表現は確かに私どもの年報等で使っているので、そのあたりは私もまだ理解が不十分なところもあって、ちょっと整理させていただこうかと思っています。

○作間委員 ちょっと補足しましょうか。

勘定体系を特徴付けるときに、その勘定体系の中にどんな勘定が作られていますか、どんな制度部分がありますか。それを組み合わせれば、どの制度部門にどんな勘定がありますかということになります。それから、概念はどうなっていますかという、勘定の組合せと言っておきましょう。それと、部門、それから、概念という3つの特徴付けが必要だろうと思うわけですね。その中で、どんな勘定がありますかという部分は、93SNAでははっきりと一列、一本道に並べた勘定系列の形をとっております。93SNAにおいては明らかにそうですね。それは勘定系列と93SNAでは呼んでおります。

○企画調査課長 確認させていただきたいと思います。

それから、あと、概念については、それこそあらゆる基本的なところに及ぶような感じがしまして、先生も御指摘いただいたような形で移動については、△はよろしくないという話がありましたが、特に今回の場合ですと、格付けも含めた概念の話だと思いますが、一通り整理させていただいていると思っています。さらに、例えば、概念というと、家計は何でかとか、あるいは法人とか、そういうような内容についての意味、基本的な主体とか制度とか、そういうようなものについての整理ということでございますか。

○作間委員 もう一回補足します。

概念と言っても、ちょっと言葉の使い方が広過ぎたかもしれません。もう少し絞って言うならば、項目が抜けている。勘定の中に、例えば最終消費支出があつて、資本形成があつてという項目がどうなっているかという概念を僕はイメージしておりました。それが全然ないんですよ。

○企画調査課 作成基準を取りまとめる際に、どこまで具体の項目を載せるかというところを内部的には議論させていただき、この基準自体は頻繁に変えられるものではないので、項目を具体的に示すのは難しいという考えです。

○作間委員 でも、最終消費支出概念、資本形成概念とか、しょっちゅう変えられたら困るんですけどもね。

○企画調査課 SNAで項目といった場合には、非常に細かい項目がございますので、ど

こまでの細かさで書くかとなると、この「関する」ぐらいで全部包括的にやるというのが今回の整理でございます。

○作間委員 各勘定にあるメインな項目だけでも作成基準の中に入れられませんか。例えば、最終消費支出とは何ですかとか、資本形成とは何ですかとか。

○企画調査課長 年報の後ろの用語解説のところでは具体的な概念の内容については整理させていただいておりますので、作成基準としてそこまで含めるかどうかというのは、検討させていただこうかと思えます。

あとは分類ですが、日本標準産業分類というものが私どものベースとします基礎統計もそれにのっとった形でございますので、それについて今回は言及させていただいております。もちろん国際標準産業分類を踏まえながら日本標準産業分類というものを作成されておりますので、間接的な形でそれも当然のことながら考慮しているということになるかと思えます。

ここで国際産業分類と日本標準産業分類、これの移動を明記するというのは、SNAの作成基準とはちょっと違うのかなと現時点では思います。

それから、実質値の話をご勘定、集計値までやるかというのは、そこまで規定するのは、細かいというような感じがしています。

とりあえず御意見を賜って、私ども、整理できればと思えます。

○栗林委員長 そのほか何かありますでしょうか。舟岡委員。

○舟岡委員 作間委員のおっしゃった、かなり細かく記述すべきだという点は、概論にあります。国際連合の定める国民経済計算体系に関する基準に準拠してという記述で十分ではないでしょうか。詳細に記述するとすれば、別表か何かの形で、準拠であるが、違う点について、どこが違うのかだけ明らかにしておけばよいのではと思えますが、いかがですか。

○作間委員 先ほど申し上げましたように、作成基準というのは、それを見ただけでおおよそのことがわかるようなものというイメージを僕は持っております。93SNAと移動ということで一覧表が出ているわけですがけれども、その移動というところでおさまらない範囲に関しては、何もないんですね。つまり、自己完結的な記述を要求したいと思っているわけです。移動表の不十分さについては、先ほど申し上げました。△がたくさん出てきているので、文章化して記述してもらいたい。作成方法は、68SNA並みのボリュームだと思いますけれども、53SNA程度のボリュームのものは欲しい。

○企画調査課長 記載の細かさにつきましては、推計方法の解説書なり、総務省に提出するものや隔年の刊行物、用語解説等で広く公開するということを前提にしております。ですので、事務方としては、作成基準はあくまでも大枠を規定し、現状のような整理で基本的にはやって、そして具体的などころでは、よりわかりやすいような形で公表の方法、公開の方法を考えていきたいと思えます。

○作間委員 舟岡委員の意見をそのまま採用すると、「国連SNAに準拠しています」の

一言に移動表を付け加えればよいということになると思うんですよね。この作成基準は勘定系列と制度部門と幾つかの記録原則に関しては記述されていて、項目についての記述がなぜないんですかということに当然なりますよね。

○舟岡委員 それは重要な事項を統計基準として明確にしておくことが必要であって、私は基本的に作成基準というなら、余り細かいところまで書く必要はないだろうと思います。

○作間委員 そのことは完全に同意しています。だから、53 SNA程度のもので十分だと申し上げている。

○栗林委員長 そのほか、何か委員の方から。

○舟岡委員 1の概論ですが、把握することを目的としてという表現を削除したことで、「(1)の目的を達成するため」の記述の「(1)の目的」は、作成するという目的を達成するため、作成する上で必要となる事項を定めるとなっていて、この文章は趣旨を直接的に表現していない。国民経済計算の作成基準であるなら、(2)のところは、「本基準は」とあった方がよいのではないのでしょうか。(2)のところで書かれている、「準拠した統計」の「統計」というのは、国民経済計算ですね。そうしますと、明確に、本基準は、国際連合の定める国民経済計算体系に関する基準に準拠して、国民経済計算を作成する上で必要となる事項を定めるものであるとか、作成基準はこういうものであるということを示しておいた方が素直じゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○企画調査課長 確かにここのつながりはもう少し改善した方がいいと思います。

○栗林委員長 そのほかになにかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今、作間委員の方から出ましたことは非常に重要だと思いますので、もうちょっと議論する必要があるかなと思うんですが、委員の方で何かありますでしょうか。

それでは、書き方が非常に難しいと思うんですよね。作間委員が頭に描いている書き方というのを、2のところについて大体どういう書き方を描いておられるか。簡単に話していただくとクリアになってくるかなという気がするんです。勘定体系のところですね。

○作間委員 用語の混乱については先ほど申し上げましたけれども、勘定系列、これは93 SNA同義の系列になるんじゃないかと思います。

その上で、制度部門ないしその他の活動分類もあると思います。それから、統合勘定を一国経済全体と分かるように表現する。海外は制度部門ではないが、制度部門として整理しておいて、それぞれについてどのような勘定を作成するかということを一覧表にしておけばいいのではないかと思っております。

補足的な勘定ということは、勘定系列の問題とはちょっと別ですから、それは別の項目として記述されるべきではないかと思っております。

それから、項目に関しては、生産勘定の最も大きなレベルの項目については、概念の記述を行う。細かいところは抜かしておいて構わないと思いますけれども、移動表を見ますと、例えばソフトウェアについて、取扱いに変動があったとしましょう。そうすると、移動表に含まれているのだから、項目の説明でも含まれるべきだということになり、したが

って詳細さのレベルは移動表によって規定されるということになるかと思っております。要するに、各勘定系列に出てくる項目について、その内容説明をごく簡単に行う。制度部門にしても、勘定系列にしても、安定的で継続性を持ったものであるべきであり、継続的で変わらないと考えられるような範囲で構いません。実際、移動表に変化があれば、それは閣議決定をせざるを得なくなりますので、ソフトウェアの取扱いが変われば、閣議決定が必要になるんですね。

○企画調査課 閣議決定ではございませんで、こちらは内閣府が内閣総理大臣の名前において作成するものでございます。引用されている資料1－3ではございますけれども、こちらは、本文上は、こういう表を公表しますと定めています。具体的に言いますと、このような対応表につきましては、入れる時期など変更に伴い、本文が変わります。本文が変わると、統計法第6条の規定により、統計委員会諮問する必要がございます。それは効率的ではないので、基本的には別表で公表するという事務局側の整理でございます。

○作間委員 そうすると、植松補佐と舟岡委員の言っていることは食い違っている。舟岡委員は、SNAに準拠します。あと、移動表があればそれでいいんだということだったと思うんですけども、植松さんは、移動表というのは、別でありしょっちゅう変わるということですか。

○企画調査課 舟岡先生おっしゃっているような意味で言うと、こういう事細かな話は別に定めるものとし、作成基準では、基本的には全部準拠するということで包括的に定めおき、あわせて特段の事項については本文に入れて定めるべきという考え方と認識させていただきました。

まさしく六十何項目は少し細かい部類になるのかなと私どもとしては考えております。

○作間委員 もともと作成基準というのは、統計作成の継続性、安定性のために置かれるものなのでしょうから、同一的でないのは問題である。もちろん継続性、安定性を求めている、変えるときは変える必要があり、その際は手続に従って変えるということ明記されるべき。

例えば、ソフトウェアの取扱いが変わったとする。そうすると、植松さんの意見だと、それは移動表の中でも大して重要でない部分だから、作成基準の問題とは別だということになるわけですか。

○企画調査課 公表するものの中の一つということで整理しているというのは今回の作成基準の定めの方でございまして、この考え方では、もし今のように、ソフトウェアについては相当重要だということでしたら、そういった御意見を踏まえて、本文の方に盛り込むべきだと思います。

○舟岡委員 参考資料となっておりますが、資料1－3が国民経済計算の作成基準の別表ですか。作成基準とセットで資料1－3があると私は理解していたのですが、作成基準と対応させている参考資料であって、随時、作成基準とは独立して変更が可能であるという位置付けのものなんでしょうか。

○企画調査課 今、先生がおっしゃったように、これはあくまでも作成基準とは別であります。つまり、これを変更する場合は、作成基準本文の改正にはならず、統計委員会への意見を聴くという対象にはなりません。ただ、本文にも影響のある場合は、当然統計委員会への諮問手続きを行わなければなりません。

○舟岡委員 ということは、参考資料がふくらんでも特段問題はないということですね。わかりました。

○栗林委員長 どうぞ、作間委員。

○作間委員 植松さんの説明だと、移動表にレベル1とレベル2があるという印象を持ちました。レベル1のことは作成基準に記載され、ソフトウェアが重要だと思えば、手続を踏まえて変更していかなければならない。そうじゃないものもあるというイメージで発言されているような気がします。

○企画調査課 具体的にイメージはありませんが、そのような意味合いです。

○栗林委員長 出口委員。

○出口委員 勘定科目に当たる細かい項目は、厚くなっても構わないのであれば、概念も含めてそこにきちんとした資料が載るという整理の仕方は、1つはあり得ると思う。それを変えたことに異議があれば、当然統計委員会で異議を申し立ててやることもできる。

○栗林委員長 作間委員。

○作間委員 出口委員のおっしゃることは、僕の言っているように、項目の説明も作成基準に含まれるべきでそれが変わったら、ちゃんと手続を踏まえて変更しなければならないような項目を含めるべきだということを発言されたのですか。

○出口委員 必ずしもそうではないです。ただ、明示化されたレベル2の資料に入れるのであれば、幾ら増えても問題はないと。今、レベル1、レベル2というお言葉が出たので。

○作間委員 移動表のレベル1、レベル2です。

○出口委員 移動表ですね。移動表のレベル2のところは、勘定项目的なものも含めて、どの時点でどう変わったかというのがわりあいきっちり見られるような資料の形で整理されているということが望ましい。それを全部レベル1に移すかどうかの話はまた全然別問題。

○作間委員 そうすると、項目の問題というのはレベル1には入らないだろうということですか。

○出口委員 それに関する意見は、僕は、正直、どっちに付けと言われたら、レベル2でいいかなと思っています。

○作間委員 ソフトウェアの扱いが変わったら、手続を踏まえて変更すべきだと思います。

○出口委員 その上で、ソフトウェアとか、御指摘のあった非常に重要な生産の境界に関わる部分、あるいは幾つかの重要な項目に関しては、別途すべての項目ではなくて、レベル1に入れるべきかどうかについての議論を別途行うという整理ではまずいでしょうか。

○作間委員 それは、結局、レベル1、レベル2の切り分け方次第だということになります。

せんか。

○出口委員 ええ。そういう言い方になってしまっていますが。

○作間委員 じゃ、それを見てみないと。植松さんのレベル1、レベル2の切り分け方を見せていただかないと、先に進めないことになりますよね。

○企画調査課 先ほど例示的には申しましたけれども、内閣府の立場としては、レベル1というのは本文で、あとは全部レベル2という案のもとで御相談申し上げます。例えばレベル2と称される資料1-3の中で、どれがレベル1かというのは、今、問われればすべてレベルというように考えております。

ただ、今御意見が出た中で、ソフトウェアについては非常に重要だということがあります限りにおいて、それはレベル1に、例えば5番のどこかの項目で引用するとか、そういうような整理になるかなと思います。

○舟岡委員 この作成基準の7の雑則の(4)に「基準の変更の検討等」があって、国際連合の基準が変わったときは当然基準の変更の検討が必要ですが、それ以外に、基礎となる資料その他の本基準に関係する事項について研究を行うということは、何らかの変更について検討することを意味していると思います。それについて必要に応じ、統計委員会に報告して、統計委員会の議論の結果、作成基準の変更まで必要であるということであれば、作成基準の変更を改めて諮問、答申する手続を踏むのではないのでしょうか。先ほど出てきた項目が作成基準の変更をも必要とするという判断を統計委員会がすれば、基準の変更につながる。

○作間委員 舟岡委員に質問したいんですけども、舟岡委員の作成基準というイメージでは、項目は入っていますか。

○舟岡委員 項目について、先ほどからの議論ですと、参考資料としてさらに細かく記述するかどうかに関わるとは思いますが、そこについて大きな変更があって、そのことが作成基準の変更まで必要とするのであれば、またそのときに判断すれば良い類のものだろうと思います。

○作間委員 項目に関しては、結局統計委員会が決めればいいということですか。

○舟岡委員 項目を決めることではなくて、項目について何らかの変更があった場合、研究の結果、変更することが必要であるとの考え方が出てきたときに、それを検討する場が統計委員会である。検討した結果、作成基準の変更が必要であれば、基準変更の手続きということになるでしょうし、必要ないの統計委員会の判断だったら、作成基準の変更は必要ないと私は理解しています。

○作間委員 論理的に、作成基準に項目のことが全然書いていなかったらどうなんですか。項目に関しては何をやっても作成基準の変更に関わらないということになったら、別に統計委員会は議論する必要がないでしょう。

舟岡委員が7雑則(4)についての発言をされて気がついたんですけども、必要に応じ研究を行うものとする。その状況については、必要に応じ統計委員会に報告するもとす

る、これは国民経済計算部会がということだと思いますけれども、そうすると、国民経済計算部会は統計委員会の指示を待たずにいろいろな研究を行うことができるというのは、7雑則(4)の内容だと思ってよろしいですか。

○企画調査課長 規定上は、まず、統計委員会からの付託を受けるという形が御審議の原則ではないかと思っています。

それから、項目については少し整理させていただきたいと思っています。レベル1とかレベル2とかという御議論もありますし、今回こういう作成基準というものは本邦初ということで、なかなか難しい面がございまして、果たして先ほどの53SNA並みのいわゆるマニュアルみたいなものを本当に想定しているのかということ、そこはちょっと違うのかなという感じがしています。プロから見ると、非常に物足りないところがあるかと思うんですけども、私どものどのような勘定を作成していくかということ、国民に広くお知らせする上での基本ラインはこのぐらいでよろしいかと思っています。実際に具体的な、例えば概念の内包する内容については、オープンな形で統計委員会国民経済計算部会等を通じて議論していく予定です。今まで我々統計作成側も、何か変更があったときには必ずオープンにした形で事前にアナウンスをしております。現時点では、期限も迫っており、物理的な作業体制ということもありますので、このタイミングで大幅な変更というのがどこまでできるかというのは非常に危惧を感じますけれども、先生の御意見を賜って、内部でもう一度検討はしたいと思っています。

○栗林委員長 何かほかにありますか。作間委員、どうぞ。

○作間委員 雑則(4)の件は重要ですので、もう一回確認したいんですけども、書いてあるところをそのまま読みますと、SNAに関する国際動向の変化や我が国の経済情勢の変化があった場合、または作成方法の研究が進んだり、基礎資料の変化があった場合、必要に応じて研究を行うものとするとして書いてある。要するに、この作成基準のメンテナンスを行う責任が国民経済計算部会にあるんだということを宣言しているように思われる。それは、統計委員会の指示を待たずしてよいと解釈できる。その解釈でよいのかということ、先ほど聞いたら、長谷川課長は、基本的に統計委員会の指示のもとに動けということ、を発言されていまして、規定と発言とが矛盾しているように思われるんですね。

○企画調査課 まず、主語の問題が多分あるかと思いますが、まず「本基準の変更の検討等に当たっては」と、主語が全くない場合は、これは「内閣府が」。明示はしていませんけれども、研究を行うのはあくまでも内閣府でございます。

2パラ目に「その状況については」というのは、あくまでも、基本的には諮問、答申という手続が必要でございますが、作成基準に関する諮問が行われた際に、そういう研究の成果も含めて統計委員会に御報告申し上げるとというのが内閣府の方に求められているというロジックでこちらの(4)は作っておりますので、あくまでも主語自体は全部「内閣府が」であります。

○作間委員 あくまでも論としてはそうだと思うんですよ。でも、現に作成基準の諮問を

国民経済計算部会は受けているわけです。それでこういう会合が行われているわけですね。そうすると、内閣府が作成基準のメンテナンスの責任を負う。それは国民経済計算部会とは関係なく行うという解釈ですか。

○企画調査課長 法律上の条文を読ませていただきますと、内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするとき、あらかじめ統計委員会の意見を聞かなければならない。これを変更するときも同様とするということでございますので、私どもが作成基準を定め、その際には必ず統計委員会の御意見をお聞きするということになります。ですので、今回、メンテという言葉をお使いになったと思うんですけども、メンテするというときには、必ずそういう意味では今回同様に統計委員会の御意見を賜るというプロセスになるかと思えます。

○栗林委員長 何かほかにございますでしょうか。

それでは、意見もいろいろ出てまいりましたが、あと、時間が迫っていると理解しておりますので、もう一度、一番今回議論になりましたことを整理しておく必要があるかなと思えます。

まず、作間委員からあった、「勘定体系」という言葉を「勘定系列」とする。もし「体系」として「体系」という言葉を残してあるのであれば、2の中身を少し、例えば統合勘定、一国経済勘定ではどういう形になるか、制度部門ごとには、いわゆるマトリックス形式ですよね。制度部門ごとにはどういう勘定が出てくるかということをもう少し一般の人にわかるように書くと。そのときには、作間委員がいろいろ御意見がありました、項目についてどういう扱いをするかというのは非常に難しいと思うんですが、舟岡委員がおっしゃるように、準拠してということが一番頭に置くとすれば、先ほどの移動のところ、項目についての、例えば例に挙げたソフトウェアのような問題とかは移動の中に入っているわけですね。ですから、移動については作成基準に触れるであろう、これからSNAを使っていく上で大きな変更になるという認識のある項目については、しっかりと移動のところできちんと書き込んでおいて、そこが変わるときは作成基準の変更とみなして議論するというまとめ方ではいかがでしょうか。作間委員としてはもう少し何か付け加えるべきことはありますか。

○作間委員 委員長の御判断を尊重いたします。

○栗林委員長 ありがとうございます。一番最初の基準作りですので、非常に難しく、どこまで書き込んでいくかという議論があるところだと思いますので、事務局の方で少し今の線に沿って考えていただき、事前に各委員に案をお示しいただいて、次回までに合意に持っていきたいと考えますが、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、その他の議事としまして、今後の国民経済計算の検討スケジュールについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○企画調査課長 資料3をお開きいただきたいと思います。

資料3でございますが、今後の検討体制、特に基本計画における諸課題について御審議

をお願いしたいということをお聞きして御説明したいと思っております。

まず、会議の開催スケジュールというところでございますが、本日1月29日に勘定体系・新分野専門委員会を開催いたしましたので、今回御議論いただいた作成基準につきまして、改めて2月23日に御議論いただければと思っております。そこで委員会としての取りまとめをいただき、2月26日に計算部会を開き、3月9日に統計委員会の開催ということで、順次上げていただければと思っております。

また、作成基準・作成方法につきましては、各専門委員会と具体的な項目については、前回お示ししましたが、それぞれの項目について整理をいたしました。

まず、作成基準・作成方法については、4月ごろ総務大臣への通知ということが私どもの作業でございます。

それから、次のページを見ていただきますと、93SNAの改定でございますが、名称がもう2008SNAにした方がよろしいかと思っておりますけれども、今後、部会で順次御議論いただこうかなと思っております。併せて2008SNAの翻訳を作成してまいりたい。かなり膨大になりますので、今、業者にもやらせておりますが、早めに委員の先生にもお手伝い願うかもしれません。

それから、（参考）とお示ししてありますが、2000年に93SNAを導入いたしました。それよりは早いペースで是非とも私どもは導入したいと思っております。

2008SNAの中で主要な項目、44の項目がございますが、少し字句等、修正がございましたが、整理の仕方は前回と同様でございます。一番右側に各項目での計算部会の関係専門委員会における御議論の場と申しますか、主、副というのは、主というのは、そちらの方で主にやっていただく。副というのは、協力、あるいは一緒に合同会合ということで、必要に応じて助言等協力するという形で整理させていただいております。ごらんいただきますと、かなり複数の専門委員会等で重なっている部分もございます。

大きく分けると、非金融機関と金融と政府・公的部門という形で整理させていただいております。

また、海外に関する課題につきましても6ページ目でございますが、こちらの方もBOPとの調整等もございますので、関係統計作成グループと協力してまいりたいと思っております。

7ページ目でございますが、基本計画関係ということで、基本計画関係、御答申いただきました内容をこれから議論していくということで、推計方法の問題ですとか、基礎統計との連携とか、各種課題がございます。推計制度に向けた課題については、こちらの生産・支出等を中心としたところで御議論いただければと思っております。

また、基本的な推計の構造についても御議論いただいたところでございまして、詳細な供給仕様表とか、そういうような推計のロジックの体系の移行といった話についても、やはり着実に関係部署と協力しながらやってまいりたいと思っております。

8ページ目、9ページ目、現行の年次推計の問題、QEにおける問題ということで、ま

ずはユーザーの方から現行の改定についてや、課題について御指摘いただいていますので、改定幅の評価について、いわゆるリビジョンスタディについての評価とか、原因究明について早速対応してまいりたいと思っています。

基礎統計をいかに加工し、より精度の高いものにするかといったところについては、具体的な統計名と、あと、具体的な検討方法、検討内容について御指摘いただいていますので、ここも関係統計作成グループと協力してやってまいりたいと思っています。

10 ページ目、11 ページ目につきましては、国の基盤の実情を明らかにする統計情報の把握ということで、財政統計というのは特に国際的な整合性の観点、国際的にも非常に重要な統計でございますので、データ提供する形で推計方法をきちっとやってまいりたい。

ストックにつきましては、抜本的に見直す方向で御議論いただいています、かなり時間は限られておりますが、鋭意先生方の御協力を得ながら検討してまいりたいと思っています。

その他といたしましては、統計リソースの問題、研究開発の推進といった形で各界等との連携強化などを書かせていただいています。ここについては、順次 21 年度から検討するというスケジュールで、こちらの勘定体系専門委員会を通じて検討してまいりたいということです。

13 ページ目でございますが、その他の課題点として、経済センサスに伴う検討の問題ですとか、サービス産業動向調査に係る検討ということもございます。

推計システムの最適化の問題ですとか、長期系列の課題と早期公表の課題、ユーザーのニーズを踏まえた形での対応といった形が当面の課題ということで整理させていただきました。

以上、当面の今後の課題の検討スケジュールについて御説明申し上げます。

○栗林委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、2008 S N A の動きについて、事務局から説明をお願いいたします。

○企画調査課長 それでは、資料 4 をお開きいただきたいと思います。資料 4、名称は 2008 S N A という形になりました。1 ページ目を見ますと、反対の国もあったんですが、58 カ国中 40 カ国の賛成でありまして、リビジョン 1 ではなく、2008 S N A ということに決まった次第でございます。

それから、ハイレベル・フォーラムというのが昨年の 11 月にありまして、内閣府と統計局から参加をさせていただきました。基本的には、S N A の将来の方向性についての御議論がありました。実現可能な将来の発展と、改定については実務上非常に難しいというのが各国とも同様でございます、実現可能な将来の発展を議論する目的として、将来の方向性を考察するための御議論がありました。

例えば、各国における 1 次統計の選択とか、国民勘定システムを維持するための能力、リソースの問題等の議論があった次第でございます。

この 2 月に、2008 S N A のボリューム 2 の採択の予定ということでございます。

そして、7月に、最終の原稿の公表が予定されているということでございます。

具体的に内閣府として2008SNAに向けた作業としては、内容もさることながら、翻訳といった非常に大きな課題も抱えていまして、これについては、余り時間をかけない段階で翻訳の作業をしたいと思っています。

2ページ目でございますが、具体的にこれから専門委員会等で御議論いただく際には、課題ごとについて、課題の軽重はございますが、今回の課題についてさまざまな問題がありますので、その認識や推計方法など導入に当たっての課題の検討やタイミングなど、一つ一つの課題について議論していきたいと思っています。

前回93SNAを導入する際には、このような形で御議論いただいたということを参考2にお示ししております。

1つのテーマにつきまして、今、課題8「高インフレ下の利子」ということで、今の日本には縁遠い話ではありますが、各AEGの専門的なアドバイザーグループの推奨案に対して、どのような内容であり、そして93SNAではどうだったか。そして、4で検討状況として、現行推計の概要とか、あるいは基礎統計の問題とか、そうした形で整理し、5、6、7ということでは、適用についての適否、表章をどのような形とするのか、そして推計方法についてはどうするのかといった形で整理していくのかといった形で、各委員の御協力を得ながらやっていきたいと思っています。

それで、本文につきましては、マニュアルの抜粋について、93SNAとわかるような形で整理をさせていただければと思っています。

2008SNAの課題、非常に大きいものですので、早急に手を着けてまいりたいと思っています。

以上です。

○栗林委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対し、出席者の方々から何か質問、御意見あればお願いいたします。それでは、作間委員、どうぞ。

○作間委員 資料3の中に、93SNA改定関係のさまざまな課題を、どの専門委員会に割り振るかという表が載っているわけですが、例えば、FISIMには重大な興味を持っておりますけれども、1つの専門部会、あるいはせいぜい2つの専門委員会が議論することになりますと、所属外の委員は審議に参加できないことになるかと思うんですけれども、検討する会合のアナウンスは国民経済計算部会メンバー全体に行いまして、だれでもが出てくることできるようにしてはいかがかと思っています。それが第1点です。

第2点目は、FISIMに関しては、やはり多くの問題が含まれていると思います。「季刊国民経済計算」に掲載されている私の英文論文にもその問題点はいろいろと述べておきましたけれども、さらに最近考えたこととして、FISIMというのは結局金融機関の産出をあらわしているものではないという結論に至っております。大いに問題があるため日本としてはやらないんだということを内閣府として社会に周知させる必要があるのだ

はないかと感じております。

3点目ですけれども、ハイレベル・フォーラムの状況を紹介してほしい。

もう一つは、国連統計委員会です。日本としてどのような意見を述べられる予定なのか披露していただきたいと思っております。

それと、2008SNAの名称変更について、58カ国中40カ国の賛同を得たということなんですけれども、日本は残りの18カ国に入っているんだと思います。マイナーな改定にすぎないものとして進行したものが、中にはR&Dの問題とか、資本サービスの問題とか、大きな変更が含まれてしまっている。要するに、全体として見れば、非常にちぐはぐな印象を受ける改定になっているわけで、名称変更については、国連統計委員会では是非とも日本として発言してほしいと思っております。

最後に、今回の93SNAの改定、2008年改定において、44の検討課題が選定されて、その結果として変更されるものと、現行のもの、あるいはR&Dや資本サービス2項目のように、問題が残っているから実施は先送りになっているものもあります。R&Dについては、サテライト勘定でやればよいと思います。44の検討課題をそのまま各専門委員会に割り振らず、具体的に実施しなければならない変更が含まれている項目だけでいいのではないかと思います。

国際的な場で検討されているものを我が国としても検討するという受け身の立場で議論しようという提案になっているわけなんですけれども、SNAに関しては我が国独自として提案できる内容がある。例えば、通勤というのは、SNA上、雇用者所得に入って、最終消費支出に入っておりますけれども、日本のサラリーマンの通勤地獄の実態を考えると、これほど最終消費支的でない項目は少ないのではないかと思います。通勤を最終消費から中間消費に切り替えるべきだという提案はやる価値がある。ほかにもいろんな日本から発信すべき課題があるかもしれない。つまり、44の検討課題というのは広過ぎる、一方では狭過ぎるという印象を受けております。

以上です。

○企画調査課長 国連の方は、内閣府から私が出席予定でありまして、発言内容については調整中ですので、申し上げることはまだできません。

あとは、44項目については、作成基準というのは、国連の基準に準拠するということがございますので、浅いか深いかは別にして、一通りやっておかななくてはいけないのかなという感じは現時点ではしております。

それで、国際的な舞台の場でもっと深掘りする、あるいは日本から新提案を出すべき、まさにそういうような心構えでやるべきだと私も思っておりまして、先生の御意見等を踏まえながら、私どもの方でそういう研究的な要素の点については、計算部内でも検討してまいりたい、対応してまいりたいと思っております。ですので、国連のみならず、SNAについては、IMFとかOECDとか、そういう研究とか議論の場がございますので、積極的に参加してまいりたいと思っております。

○国民経済計算部長 先生の方から、所属していない委員会への出席がどうなのかという話がありましたけれども、専門委員会の委員の先生との関係もありますので、それぞれの委員会で議論していただきたい。

08SNAでどういったものを導入して、しないのかということについては、各専門委員会で練った後、当然部会でオーソライズしていただくということになりますものですから、その段階で御意見を賜るということは可能ではないかと考えております。

それから、FISIMの問題につきましては、作間先生から従来いろんな御意見をいただいておりますけれども、統計委員会の答申の中で、FISIMについては、本体系に次期基準改定で移行すべしと決められたものでございます。我が方としては、その方針に基づいて内閣府としてやっていくというのが統計委員会との関係でも筋であると考えております。

ハイレベル・フォーラムの内容につきましては、こちらの方で得たものの記録もありますものから、また後日個別に御興味のある点をお話しできればと思います。今の段階では、手元にペーパーもございませんので、また後でしかるべきルートを通じて情報提供させていただきたいと思っております。

○栗林委員長 どうぞ。

○作間委員 FISIMに関しましては、統計委員会側はFISIMの問題点について十分把握していないのではないかと危惧いたします。そこで、統計委員会あてにペーパーを後で提出いたしますので、御検討ください。

○企画調査課長 統計委員会担当室での扱いについては返答いたしかねます。

○栗林委員長 どうもありがとうございました。

そのほか何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

○舟岡委員 先ほど作間委員からも御指摘がありました。この部会の専門委員会で議論し、検討する内容はかなり盛りだくさんで、本当に期間内に検討し尽くせるのかという危惧は私も個人的に持っています。多少めりはりのある形で、優先順位を付ける必要もあるのかなと理解していますが、いかがですか。

○国民経済計算部長 リソースについてもある程度欧米並みに増やしてもらいたいということも答申にもあるものですから、我が方としても、そういったリソースの要求もしつつ、こなしていかなければいけないと思っております。おっしゃるとおり、優先順位付けについては慎重に考えて対処したいと思っております。

○栗林委員長 そのほか何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、引き続き、これらの課題については検討を行うということでお願いしたいと思います。

今回は、答申案の最終調整ということになるかと思いますが、2月23日の16時から開催したいと思います。今日の検討を踏まえまして、詳細は追って事務局から連絡していた

だくことにします。

これもちまして、第2回の勘定体系・新分野専門委員会は終了したいと思います。どうもありがとうございました。